

資料編

1 アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

この調査は、20歳以上の市民を対象に、地域福祉を一体的・計画的に推進するための意見・要望などを把握するとともに、第4次羽村市地域福祉計画を策定するための基礎資料を得る目的として実施した。

(2) 調査内容

調査は以下の内容で構成した。

- ①回答者の属性
- ②地域での暮らしについて
- ③行政と地域住民との関わりについて
- ④地域活動の参加について
- ⑤市の福祉施策や制度・サービスについて

(3) 調査設計

- ①調査名：地域福祉計画ニーズ調査
- ②調査対象：羽村市に居住する20歳以上の男女
- ③抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- ④調査時期：平成23年12月中旬～12月下旬
- ⑤調査方法：郵送調査法

(4) 回収結果

サンプル数	有効回収数	有効回収率
1,000	346	34.6%

(5) 調査の報告

アンケート結果については、平成24年3月に「地域福祉計画ニーズ調査結果報告書」として取りまとめた。

2 羽村市地域福祉計画審議会条例

平成 13 年 10 月 1 日
条例第 25 号

(設置)

第1条 羽村市の地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、羽村市地域福祉計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2 人以内
- (2) 市内福祉施設の代表者 3 人以内
- (3) 市内福祉関係団体の代表者 5 人以内
- (4) 市内の公共的な団体の代表者 6 人以内
- (5) 市民公募委員 4 人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴

き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 審議会に必要に応じて専門部会を置き、専門分野ごとの調査及び検討を行わせるものとする。

2 専門部会は、会長が指名する委員及び市職員のうちから市長が任命する者をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項については、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 審議会及び専門部会の庶務は、地域福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 地域福祉計画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

構 成	所 属	氏 名
知識経験者	福祉行政経験者	大槻 正幸
	権利擁護センターぱあとなあ東京	◎ 川村 孝俊
市内福祉施設の代表者	福祉作業所ひばり園 (社会福祉法人そよかぜ)	堀内 政樹
	特別養護老人ホーム 羽村園	中川 益栄
市内福祉関係団体の代表者	太陽の子保育園 (地域子育て支援センター)	大庭 正宏
	小地域ネットワーク活動団体	平井 敏子
市内の公共的な団体の代表者	小地域ネットワーク活動団体	金子 信市
	ボランティア団体連絡協議会	小澤 達子
	老人クラブ連合会	小山 徳幸
	民生児童委員協議会	○ 山下 忠義
市民公募委員	町内会連合会	森田 幸男
	羽村市社会福祉協議会	羽村 富男
	羽村市商工会	塩田 篤
	青少年対策地区委員会	指田 晃
	福生防犯協会女性防犯指導員 羽村支部	新田美知子
	健康づくり推進員	滑川チヨ子
	市民公募	竹内 真治
	市民公募	萩平 淳子
	市民公募	吉中 順子
	市民公募	宮川 博子

4 地域福祉計画審議会 審議経過

	開催日	審議内容等
第1回	平成24年 3月21日	(1)委嘱状交付 (2)講演「これから地域福祉計画」 田園調布学園大学 教授 村井 祐一 (3)会長及び副会長の選出 (4)今後のスケジュールについて
第2回	5月16日	(1)アンケート調査結果の報告について (2)第三次羽村市地域福祉計画における達成状況について
第3回	6月20日	(1)第三次羽村市地域福祉計画の総括について (2)第四次羽村市地域福祉計画策定における課題の検討について
第4回	7月26日	(1)第四次羽村市地域福祉計画策定における課題の検討について (2)地域福祉計画の基本的な考え方について
第5回	9月19日	(1)地域福祉計画の施策の体系と具体的な展開について
第6回	10月30日	(1)地域福祉計画の施策の体系と具体的な展開について ①前回審議会資料の修正案について ②基本目標1と4について
第7回	11月28日	(1)第四次羽村市地域福祉計画(素案)について ①第1章 計画策定にあたって ②第2章 地域福祉をめぐる羽村市の現状と課題 ③第3章 計画の基本的な考え方 ④第4章 施策の体系と具体的な展開 ⑤第5章 計画の推進にあたって
第8回	12月11日	(1)第四次羽村市地域福祉計画(答申案)について

5 第四次羽村市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 第四次羽村市地域福祉計画を策定するにあたり、計画の基本的事項や具体的な施策を総合的に調査検討するため、第四次羽村市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画の基本的な考え方に関すること。
- (2) 地域福祉計画の具体的な展開に必要な施策及び方向に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、福祉健康部長の職にある者とし、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、子ども家庭部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域福祉計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

職名	役職名等
委員長	福祉健康部長
副委員長	子ども家庭部長
委員	企画総務部企画政策課長
委員	市民生活部地域振興課長
委員	市民生活部防災安全課長
委員	産業環境部産業課長
委員	福祉健康部障害福祉課長
委員	福祉健康部高齢福祉介護課長
委員	福祉健康部健康課長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部児童青少年課長
委員	子ども家庭部保育課長
委員	生涯学習部生涯学習センターゆとりぎ課長
委員	生涯学習部学校教育課長
委員	社会福祉関係者のうち市長が必要と認める者

6 第四次羽村市地域福祉計画策定委員会委員名簿

職名	役職	氏名
委員長	福祉健康部長	雨倉 久行
副委員長	子ども家庭部長	並木 黙
委員	企画総務部企画政策課長	橋本 昌
委員	市民生活部地域振興課長	細谷 満広
委員	市民生活部防災安全課長	中野 秀之
委員	産業環境部産業課長	粕谷 昇司
委員	福祉健康部障害福祉課長	島田 由則
委員	福祉健康部高齢福祉介護課長	小机 良博
委員	福祉健康部健康課長	田中 繁生
委員	子ども家庭部子育て支援課長	石田 哲也
委員	子ども家庭部児童青少年課長	遠藤 也寸子
委員	子ども家庭部保育課長	鈴木 宏哉
委員	生涯学習部生涯学習センターゆとりぎ課長	石田 武尚
委員	生涯学習部参事（学校教育課長）	小林 理人
委員	羽村市社会福祉協議会総務課長	島田 宗男

7 第四次羽村市地域福祉計画策定委員会経過

開催日		審議内容等
第1回	平成24年 9月12日	(1)審議会の経過と今後のスケジュールについて (2)施策の体系と具体的な展開について (3)その他
第2回	10月17日	(1)前回審議会資料の修正について (2)次回審議会資料の事前確認について
第3回	11月12日	(1)地域福祉計画(素案)の検討について

8 用語解説

あ行

*新しい公共

中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」(平成14年7月)では、「個人や団体が地域社会で行うボランティア活動やNPO活動など、互いに支えあう互恵の精神に基づき、利潤追求を目的とせず、社会的課題の解決に貢献する活動が、従来の『官』と『民』という二分法では捉えきれない、新たな『公共』のための活動とも言うべきものとして評価されるようになってきている」として「新しい公共」が表現されている。

一般的には、市民、市民団体、事業者及び行政が協働して創出し、共に担う公共をいう。従来の「公・私」二元論から「私・公共・公」への三元論の必要性が指摘されている。

*インフォーマルなサービス

インフォーマルは「非制度的（公の制度に基づかない）」という意味。フォーマル（公式・制度的）の反対語として使われる。

個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式な支援の総称。援助を必要とする個人が、これまで築いてきた私的な人間関係において互助的に交換される尊重や愛情のような情緒的・精神的支援から、助言や情報提供、物や金銭の提供及び介護や家事援助などの具体的な支援までを含む概念。

*ウェルビーイング

日本では、「ウェルフェア(welfare)」と「ウェルビーイング(well-being)」は、ともに福祉と訳されることが多かった。しかし、現在では、対象を限定した生活保障として行われる保護的、事後的な概念を「ウェルフェア」としてとらえ、さらに個々人の自己実現を志向する積極的な概念、すなわち健康性・充足性や幸福性・安寧性を包含する概念を「ウェルビーイング」として理解する傾向が広がっている。

か行

*介護サービス情報の公表

介護サービス事業者が、サービス利用者が適切にサービスの選択ができるように、介護サービス情報の公表を行うもの。従来からある第三者評価はサービスの良否を評価機関が判断するという考え方であるが、介護サービス情報の公表は、公表された情報をサービス利用者が評価するという考え方をもとにしている。

*介護予防マネジメント

介護認定において、要支援1・2と認定された虚弱な高齢者に対し、要介護状態への進行を防ぐため介護予防サービスプランの作成等の一連の調整を指す。具体的には地域包括支援センターがアセスメントを行い、①利用者の状態に応じた目標を設定、②本人を含め様々な専門家が協力して利用者の自立に資するサービスプランを作成、③サービス利用の効果などを定期的に評価する。他に、介護保険の認定を受ける程ではないが、要介護状態になるおそれの多い高齢者（二次予防事業対象者）に対し、筋力向上トレーニングや認知症予防、口腔ケア、閉じこもり防止などのトレーニングメニューの提供など、広い意味での介護予防サービスプラン（地域支援事業）などを含む概念としても使われる。

* 虐待防止連絡会議（高齢者）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：高齢者虐待防止法）に基づき、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を行うため、羽村市では関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備することを目的として、羽村市高齢者虐待防止連絡会議や虐待対応ケア会議を置いている。

* ケアマネジャー（介護支援専門員）

援助の過程において、利用者の自立を助けるための専門知識と技術を持ち、利用者と社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスの調整等を図る（ケアマネジメント）役割をもつ援助者（国家資格職）のこと。介護保険制度では、ニーズとサービスの間の円滑で効率的な調整を行うため、制度として介護支援専門員によるケアプランの作成が導入されている。

* 子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合的支援機関として、あらゆる相談に応じるほか、子育てサークルやボランティアの育成などの地域組織化支援なども行っている。羽村市では市役所内に設置している。

* 子ども・子育て関連3法

3法とは「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）」である。

さく

* 災害時要援護者登録制度

災害時に自力での避難等が困難な要援護者などを対象に、災害時要援護者台帳の登録に同意した方に、地域での情報伝達や避難援助などが受けやすいようにする制度。

* 指定情報公表センター

「東京都指定情報公表センター」は、「介護サービス情報の公表」が効率的かつ円滑に実施されるよう、東京都知事の指定を受けて情報公表事務全体の運営・管理を行っている。

主な事務としては、東京都が策定した公表計画に基づき、事業者からの報告書の受理、「介護サービス情報」の公表などの事務を行っている。なお、公益財団法人東京都福祉保健財団が、当センターの指定を受け、運営している。

* 市民活動センター

福祉分野にとどまらず、市民、市民活動団体、NPO等の幅広い領域の活動に対する相談や情報提供の支援を行うとともに、相互連携や交流の促進を図り、総合的に市民活動を支援していく機関。

* 社会福祉協議会

地域福祉を推進する中核的な機関として「社会福祉法」で位置づけられている公共的性格を有する民間機関（社会福祉法人）。同法第109条では、市町村社会福祉協議会の事業内容、第110条では、都道府県社会福祉協議会の事業内容が規定されている。在宅福祉サービスの実施や地域住民の組織化、小地域福祉活動の推進、ボランティア活動、福祉教育の推進などを住民主体の理念のもとに行っている。

全国社会福祉協議会は「社会福祉協議会基本要項」を定め、その「性格」、「活動原則」、「機能」は、すべての社会福祉協議会として共通のものとして整理している。

* 社会福祉法第107条

（法律引用）市町村は、地方自治体第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

* 障害者総合支援法

本法律は、平成24年3月に閣議決定され、同年6月に参議院にて可決・成立、同月27日に公布される。本法律では、平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されている。

* 小地域ネットワーク活動

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民が中心となり、福祉・保健・医療関係者の協力を得て進める個別支援ネットワークの活動。全国的に社会福祉協議会活動の重要な柱として取り組まれている。声かけ、訪問活動、家事支援、介護支援などの活動を展開している。

* 生活の質

QOL (quality of life : クオリティ・オブ・ライフ) の訳語。人が人として有意義に生きるにはどうしたら良いかというテーマにおいて、自分の生存状態についての、満足、生きがいなどの意識を含む全般的な主観的幸福度。

* 成年後見制度

「民法」の一部改正が施行されたことに伴って、平成12年4月から開始された制度。判断能力が不十分な人の生活と財産の保護を目的としており、その理念は、自己決定の尊重・残存能力の活用・ノーマライゼーションの実現等を目指している。高齢社会への対応のため、また知的障害者・精神障害者の福祉の充実のため、従来の（準）禁治産制度を抜本的に改めた法定後見制度と新設した任意後見制度から成り立っている。

* 先駆型子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるほか、従来ある子ども家庭支援センターの機能に、児童虐待の予防的取り組みを強化し、地域における見守りサポート事業を新たに加え、子ども家庭在宅サービス（ショートステイ、一時保育、産後育児支援ヘルパー等）の提供・調整、サークル支援やボランティアの育成等、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行う機関。

* ソーシャル・インクルージョン (social inclusion)

「社会的包含」と訳されることもある。ノーマライゼーション理念の発展とも位置づけられる。インクルージョンは、「包み込む」の名詞形で、高齢者も子どもも、あらゆる人が必要な支援を受けながら地域に包み込まれて暮らすという考え方。

た行

* 地域活動支援センター

精神障害者などの障害を持つ方を対象に、相談や就労支援・生活支援・社会参加支援・憩いの場づくり支援などを行う福祉施設。羽村市では福生市と共同で「地域活動支援センター（ハッピーウィング）」を開設し運営している。

* 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供などにより、その選択・契約を支援することを目的としています。また、福祉サービスの利用料の支払いをはじめとした日常的な金銭管理や、通帳・権利証など重要書類の預かり、苦情解決制度の利用などの支援を通じて、利用者が安心して自立した生活が送れるようにすることを目的としています。

* 地域包括ケアシステム

地域住民に対して、介護保険サービス、医療保険サービス、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援など様々な支援が切れ目なく提供される、包括的・継続的に提供される仕組みのこと。

* 地域包括支援センター

高齢者が要介護状態となることを予防とともに、要介護高齢者等の自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。

* 東京都国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者が、診療報酬の審査支払い等のために共同して設立している法人。介護保険においては、介護サービス費の請求に関する審査支払、介護サービスに関する調査等を行う。

* 特定非営利活動法人（NPO）

民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション（non profit organization）」の略。利潤を目的とせず、社会的な活動を行う同様の民間組織で、自発的で主体的なテーマ型コミュニティ。行政にとってNPOとの協働がこれからの課題となっている。

* ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)

DVと使用されることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった異性に対して振るわれた暴力のことを指す。身体的暴力に限らず思考や行動を萎縮させるような、心理的な暴力も含まれる。

な行

* ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず誰もがふつう（ノーマル）に生活し活動できる生活条件（環境や制度）を作り出すこと。

WHOの概念によると、個人的な状況だけでなく、参加の制限や活動の制約といった社会的状況についても、障害の態様の一つであるととらえ、障害者の社会的役割を実現することこそが重要であるとされている。

福祉の基本理念の一つであり、国連が国際障害者年（1981年）及び国連障害者の10年の中で強調したこともある、国際的に浸透した。

は行

* 羽村学（郷土学習）

平成23年度から羽村市が実施している小中一貫教育において、教育課程に位置づけられた郷土学習。羽村の郷土を愛し、羽村のよさに気付き、これから羽村に生きる人々の生活、文化や環境などを守っていくことのできる態度や能力を育成し、それらを生かした実践力を高めることを目標に、「羽村に親しむ」「羽村にかかわる」「羽村の明日をつくる」をテーマとしている。

* 福祉教育

社会福祉についての理解と関心を深め、主体的な参加を促すことを目的とする教育・学習活動の総称。学校教育における児童・生徒に対する「福祉の心」の教育、社会教育や社会福祉協議会における地域住民に対する「生活課題の解決」などの実践教育、大学や専門学校等における社会福祉従事者養成のための専門教育の三つに大別される。

* 福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し、利用者の権利の擁護を目的として都道府県の社会福祉協議会に設置される機関。

福祉サービスの利用者が事業者とのトラブルを自力で解決できないときに、専門知識を備えた委員が中立的な立場から解決に向けた仲介を行う。

* 福祉サービス第三者評価制度

事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を利用者に情報提供し、適切なサービスの選択ができるようにするための制度。

ま行

* 民生・児童委員

地域福祉の身近な相談相手として「民生委員法」により設置が認められている制度的ボランティア。具体的職務内容は、①住民の生活状況の把握、②援助を必要とする者への相談、助言等の援助、③福祉サービス利用者のための情報提供、④福祉事務所や社会福祉関係機関との連携・協力、⑤住民の福祉増進のための活動などを行っている。

や行

* 友愛訪問員

元来は、ケースワーカーの起源となる欧米におけるフレンドリービジターの訳語として使われる。慈善組合協会（COS）で実施されたもので、貧困家庭などを訪問し、その道徳的指導や家庭調査した人たちを指す。その活動が科学的かつ専門的発展し、後のケースワーカーの体系化につながった。また、東京都の老人福祉施策の一つとして 1973 年に開始されたもので、市が委嘱し、ひとり暮らしや援護が必要な高齢者のみ世帯などの定期訪問活動や援助事業に携わっている。

* 要保護児童対策地域協議会

平成 16 年（2004 年）の児童福祉法改正において、市町村の児童家庭相談体制の強化を図るための規定が強化された。児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るために、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワークであり、参加機関・団体には守秘義務が課せられている。

ら行

* 老人クラブ

高齢者の心身の健康の増進を図り、老後生活を健全に豊かにすることを目的とした自主的かつ中立的な組織。老人福祉法では、「地方公共団体は老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」旨を規定しており、これに基づいて国は①単位老人クラブ活動費、②市町村老人クラブ連合会活動促進費、③高齢者相互支援推進・啓発事業、等の援助を行っている。概ね 60 歳以上の者を会員とした組織で、主な活動内容としては、社会奉仕活動、教養講座、スポーツ活動などが行われている。